

三重県臨床心理士会の後援名義使用規定等に関する規定

第1条 この規定は、三重県臨床心理士会（以下当会）の後援・協賛名義使用のために必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規定において後援・協賛とは、これを依頼する者が主催する事業において当会の後援・協賛名義使用を認めること（以下後援等の承認）をいう。

第3条 当会は、依頼のあった事業の内容が、次のいずれかに該当すると認められるものについて、後援等の承認を行うことができる。

(1)市民一般の心の健康の保持増進または当会の目的に資すると認められるもので、次のイ～ハのいずれにも該当しないもの

イ 営利を目的とするもの

ロ 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動

ハ その他会運営に支障をきたすもの

（参考：当会規約第一条の二（目的）会員相互の連携を密にし、資質と技能の維持向上および社会的・職業的地位の確立を目的とする。）

(2)その他当会が適切とみとめるもの

第4条 後援等の承認を受けようとする者は、事業開始の2カ月前までに当会に次のことを文書（様式任意）で提出しなければならない。

(1)実施要項、募集要項、参加案内その他事業内容

(2)その他理事会が必要と認める書類

第5条 後援等の承認を受けた者は、事業終了後当会にその旨を知らせるものとする。

第6条 当会は、後援等の承認について次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

(1)虚偽その他不正の行為により承認を受けたとき。

(2)第3条に規定する承認の基準を満たさなくなったとき。

(3)承認を受けた者から取消しの申出があったとき。

(4)その他後援等の承認を取り消すことが適当であると認めるとき。

第7条 後援等の承認、取り消しおよびこれに関連することについては、当会理事会で審議して決定するものとする。

平成29年8月6日 制定